

人材紹介基本契約書

〇〇（以下「甲」という）と、sincereed株式会社（以下「乙」という）は、甲の依頼に基づき、乙が求職者を紹介する人材紹介業務に関し次のとおり基本契約を締結する。

第1条 第1条（主旨）

甲は甲の依頼する求人案件に基づき、甲に求職者を紹介する業務（以下「本件業務」という）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

第2条 （報酬）

1 本件業務に基づき乙が甲に紹介した求職者を甲が採用した場合には、甲は乙に対しその紹介手数料を報酬として支払う。報酬額は、理論年収の35%とし、甲は当該求職者に発行する内定通知書の写しを乙に提出するものとする。

2 理論年収＝（基本給＋職務手当＋住宅手当＋家族手当＋その他定期的に毎月支給される手当（但し、交通費は除く）＋同職務同等級者の月平均超過勤務手当）×1.2＋（同職務同等級者の前年実績賞与支給額）

なお、被採用者の給与が年俸制の場合は、入社初年度1年間の年俸額を理論年収とする。

但し、年俸が「固定報酬＋成果報酬」で決定される場合は、

（固定報酬＋期待する業績を達成した場合の成果報酬）より導いた年俸額を理論年収とする。

3 前2項の規定に関らず、予め個別に取決めがなされている場合はその取決めを優先する。

4 甲により採用された求職者が入社日から起算して3ヶ月以内に求職者の自己都合により退職した場合、または求職者本人の責により解雇となった場合には、乙は甲に対して以下の割合で当社報酬額を返還する。

(1) 入社1ヶ月未満 80%を返還

(2) 入社1ヶ月以上3ヶ月以内 50%を返還

5 本契約書でいう入社日には、試用期間の開始日を含む。

第3条 （請求と支払）

1 乙は求職者の甲への入社日の属する月の末日を締め日とし、前項に定める報酬額及びその消費税の合計金額の請求書を甲に発行する。

2 甲は求職者の入社日の属する月の末日を締め日とし、翌月の末日を支払期限として乙からの請求金額を乙に支払うものとする。なお支払いは予め乙の指定する銀行口座への振込みを以て行い、振込みに要する手数料は甲が負担する。

第4条 （求職者との連絡）

甲は、当該求職者の入社決定以前に、乙の了解を得ずに当該求職者と直接に連絡をとらないこととする。

第5条 第5条 （オーナーシップ）

甲が選考・選抜した人材を、甲が乙の合意なく直接接し採用を決定して入社せしめた場合も、本契約に該当するものとする。

第6条 第6条(契約有効期間)

- 1 本契約の有効期間は、2023年〇月〇日より2024年〇月〇日までとする。但し、期間満了の1ヶ月前までに甲乙双方又はいずれか一方から何らの意思表示がない場合には、本契約は従前と同様の内容にて更に1年間更新されるものとし、以降も同様とする。
- 2 前項の規定に関らず、甲及び乙は1ヶ月前に書面を以て相手方に通知をすることにより、本契約を解約することができるものとする。
- 3 第2項の解約による本契約終了日以前に乙が紹介した求職者が、本契約終了日以降、甲に入社した場合には、本契約終了後といえども第2条に規定する報酬が発生するものとする。

第7条 第7条(機密保持)

- 1 本契約書において機密情報とは、甲または乙が既に相手方に対して開示した、または今後相手方に対し開示する、技術上、営業上その他の一切の情報及び個人情報(個人に関する情報であつて、特定の個人を識別できるものであり、他の情報と照合することにより特定の個人を識別できるものを含む)をいう。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一つに該当するものは、この限りではない。
 - (1) 1 公知の事実およびその他一般に入手可能な情報
 - (2) 2 開示を受けた者が当該情報の受領時に既知であった情報
 - (3) 3 開示を受けた者が、正当に開示する権利を有する第三者より後日正当に入手した情報
 - (4) 4 開示を受けた者が、開示者による開示とは無関係に後日開発した情報
 - (5) 5 開示時点以降において、開示を受けた者の責に帰すべからざる事由によって
 - (6) 公知となった情報
 - (7) 6 法令により開示が強制される情報
- 3 開示を受けた者は善良な管理者の注意義務をもって機密情報を取り扱うこととし、開示者の事前承認なしに、機密情報を第三者に開示または漏洩、および本件業務以外の目的で機密情報を利用・複製してはならない。
- 4 甲及び乙は、その従業者に対し前項に規定する義務を遵守させるために十分な指導監督を行う。
- 5 甲及び乙は本件業務終了時、または開示者が返還を請求した場合は、機密情報(複製されたものも含む)を直ちに開示者に返還し、機密情報を(複製したものも含む)廃棄する場合は、開示者の指定した方法によりこれを行うものとする。

第8条 第8条(個人情報)

甲は、乙から知り得た、乙が紹介した候補者に関する一切の個人情報について、厳重に管理するものとし、当該情報を第三者に開示または漏洩してはならず、また、甲の採用目的以外に使用してはならない。また、甲は、採用しないと決めた候補者の個人情報を、複製物を含め、直ちに乙に返還又は乙の求めに応じ廃棄しなければならない

第9条 第9条(損害賠償)

甲及び乙は、債務不履行、法律上の瑕疵担保責任、不当利得、不法行為その他の請求原因にかかわらず、相手方の本契約不履行または個別契約不履行等により自己が損害を被ったときは、相手方に対しその損害賠償を請求できるものとする。

第10条 第12条(反社会的勢力の排除)

甲及び乙は、自らが暴力団その他の反社会的勢力ではなく、また、これら反社会的勢力と一切関係をもたないことを確約する。

甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、その名称を問わず、当事者間で締結した如何なる契約をも解除することができる。

- (1) 相手方又は相手方の役員若しくは従業員が、暴力団員、暴力団関係者その他の反社会的勢力であることが判明したとき
- (2) 相手方の取引先又はその役員若しくは従業員が、暴力団員、暴力団関係者その他の反社会的勢力であることが判明し、善処を求めたのにも関わらず関係改善がされなかったとき
- (3) 相手方が自ら又は第三者を利用して、他方当事者に対し、詐術、暴力的行為、脅迫的言辞又は業務妨害行為などの行為をしたとき

第11条 本条に基づき契約解除があった場合、解除された側は解除した側に対し、解除した側が解除により被った損害を賠償しなければならないものとする。また、解除した側は、解除された側に損害が生じたとしても、これによる一切の損害賠償責任を負わず、また違約金・解約金等の支払い義務も負わないものとする。第10条(管轄裁判所)

本契約に関する係争については、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第12条 第11条(信義則)

本契約の解釈につき疑義が生じた場合、または本契約に定めのない事項が生じた場合には、甲乙間において協議を行い、これを解決するものとする。

以上本契約の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ各1通を保有する。

2023年●月●日

甲： [ご記入をお願いします]

乙：東京都港区西新橋2丁目11-13 CIRCLES新橋7F
sincereed株式会社
代表取締役 南雲 亮